

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	雪害対策事業補助金
補助事業等の目標	大雪による農業用施設の被害に対し、緊急にその施設の再建を行うことで農業生産等を確保する。
補助事業等の対象者	農業者及び農業者等の組織する団体（以下「農業者等」という。）
補助対象経費	農業者が行う農業用復旧資材購入に要する経費。ただし、当該経費が「農畜産業用固定資産評価標準」（関東農政局長野統計情報事務所）による、プラスチックハウス（構造、組立式鉄パイプ、被覆材、ビニールフィルム）の評価基準を超えるときは、その標準事業費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	経費の 10 分の 3 以内。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 10 年 3 月 19 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 緊急の被害に対応するため、継続して補助することが必要。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付の条件とし、事業主体及び実施箇所を変更しようとするときは、速やかに市長に申請書を提出してその承認を受けることとする。 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市雪害対策事業補助金交付申請書（様式第 2 号-1） (2) 農業用施設等被害調書 (3) 被災現場写真及び農業用施設資材を購入したことを証する書類(写)

	<p>補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は、補助金交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、諏訪市雪害対策事業補助金実績報告書（様式第 5 号—1）を市長に提出しなければならない。</p> <p>市長は、必要があるときは、農業者に対し、補助金に関し報告を求め、または関係帳簿書類等を調査することができる。</p>
<p><b>提出書類</b></p>	<p>(1) 諏訪市雪害対策事業補助金交付申請書（様式第 2 号—1）</p> <p>(2) 農業用施設等被害調書</p> <p>(3) 被災現場写真及び農業用施設資材を購入したことを証する書類(写)</p> <p>(4) 諏訪市雪害対策事業補助金実績報告書（様式第 5 号—1）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 農林課 農業振興係</p>